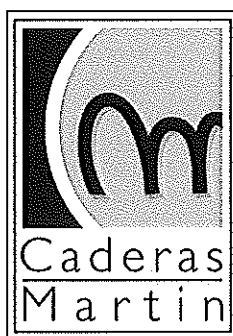


2010年1月



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 9493 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

【2010年度予算法】

2010年度予算法、2009年度修正予算法、及び2010年の社会保障財政法の主要点を以下にまとめてみます。

I. 法人税の税率

2009年1月1日以降終了の事業年度について、法人税 (IS = Impôt sur les Sociétés) の税率は変更なしで、33.33%と定められています。

以前に存在していた付加税は廃止されています。ただし763,000ユーロ以上の法人税を払う企業においては3.3%の社会保険補填税がかかります。

ご参考までに2004年より、欠損金の繰越は無期限で可能になりました。

II. 定額法人税 (IFA)

定額法人税 (IFA)は、法人税の課せられる企業に支払う義務がありますが、

前年にお知らせしましたように段階的に廃止されていきます。

下記に廃止案のリストを上げます。

2009年から2011に渡って適用される定額法人税の税区分			
税抜き売上高及び財務収益額	定額法人税 IFA の金額		
	2009	2010	2011
< 400.000 €	0 €	0 €	0 €
400.000 € ≤ CA < 750.000 €	0 €	0 €	0 €
750.000 € ≤ CA < 1.500.000 €	0 €	0 €	0 €
1.500.000 € ≤ CA < 7.500.000 €	3.750 €	0 €	0 €
7.500.000 € ≤ CA < 15.000.000 €	16.250 €	0 €	0 €
15.000.000 € ≤ CA < 75.000.000 €	20.500 €	20.500 €	0 €
75.000.000 € ≤ CA < 500.000.000 €	32.750 €	32.750 €	0 €
CA ≥ 500.000.000 €	110.000 €	110.000 €	0 €

2009年 売上高が 1.500.000 €未満の企業は非課税

2010年 売上高が 15.000.000 €未満の企業は非課税

2011年 全ての企業において非課税

定額法人税 IFA は、2006年より法人税には計上できなくなりましたが、損金とすることが可能です。

III. 試験研究タックスクレジット (C. I. R)

2008年1月1日以降、産業及び商業を営む企業は研究費 100M ユーロまでは 30%、それ以上に対しては、5%のタックスクレジットが享受できるようになっています。

さらに、試験研究タックスクレジットは研究開発費用のボリュームに対してのみ計算され、以前のような増加分に対して計算されることはなくなりました。

また、企業が始めて試験研究タックスクレジットの恩恵を受ける場合は、初年度は50%、2年目は40%の割増率適用となります。

経済再建計画の一環として設置された試験研究タックスクレジットの即時還付の措置は、2009年度に企業が投資した支出に対して適用延長となる予定です。

この措置を通し、フランスにおける研究活動がさらに魅力的になることでしょう。

IV. 事業税

事業税は2010年に廃止され、代わりに国土経済貢献税 (Contribution économique territoriale, C. E. T.) が設置されています。内訳は次の2種です。

- a) 不動産の価値に基づく、企業不動産貢献税 (Cotisation foncière des entreprises C. F. E)
- b) 売上高が15万2千ユーロを超える企業に課される付加価値がベースの付加価値的貢献税 (Cotisation sur la valeur ajoutée C. V. A. E.)
税額は、売上高が5千万ユーロを超える企業にのみ、企業が生み出す付加価値の最高1.5%に相当します。その他は、0.5~1.5%まで段階的な税率が適用されます。売上高が50万ユーロを下回る企業には税率0%が適用となります。

上記2つの税金のトータルは、付加価値の3%が上限とされます。

付加価値的貢献税の計算のために用いられる付加価値は、売上高の80%、または、760万ユーロを越える売上高の企業には売上高の85%が上限となります。

この税改正の結果、2010年に500ユーロ以上、または10%を越える増税となる場合、4年間に渡り段階的な減税措置を受けることができます。

V. 移転価格の文書化

大企業に対して、2010年1月1日以降開始される事業年度より、移転価格の文書化が義務付けられました。

この義務の対象となる法人は、下記の通りです。

- a) 年間税抜き売上高あるいは総資産が、4 億ユーロ以上の法人、
あるいは、
- b) 期末日に、a)に該当する法人（フランス法人あるいは外国法人）の資本金の半分、または議決権の半分以上を直接的、もしくは間接的に所有している法人
あるいは、
- c) 期末日に、a)に該当する法人（フランス法人あるいは外国法人）の資本金の半分、または議決権の半分以上を直接的、もしくは間接的に所有されている法人

文書化により、フランス国外に設立されている関連企業との間で行われるあらゆる商取引にかかわる移転価格政策を正しく証明することが可能になります。

税務調査の通知を受けた際には、税務当局の要請に応えるために文書を再検討する必要があります。これは、つまり遅くとも 2010 年 1 月 1 日以降開始事業年度の税務申告書提出時には、文書化が行われていなければならないことを指しています。

税務当局は、30 日から 60 日以内という期限をもって、文書一式の作成、あるいは追加を要求してくるでしょう。

文書一式を期限までに提示できなかった場合や、回答不十分と認められた場合は、調査対象年度ごとに 1 万ユーロの罰金、且つ税務更正額の最高 5%に達する罰金が科せられる可能性があります。

一方、文書一式が欠如している場合や、作成に不備のある場合に、課税される基準は、税務当局が任意に入手した要素や手続に基づいて算定されることとなります。

VI. 非協力国、州及び領土 (E. T. N. C.)

タックス・ヘイヴン対策の一環として、配当金、利息、ロイヤリティがフランス企業によってフランス国外で支払われた場合、2010 年 3 月 1 日以降、上記の支払を非協力国の居住者が受け取る際、金額の 50%まで源泉徴収されることとなります。この源泉徴収は給与以外の所得にも適用されます。

さらに、企業が ETNC 非協力国に設立されている提携企業(1 社または複数)とあらゆる種類の取引を実行する際に、補足書類を求められます。

VII. 付加価値税 (TVA)

1) 税率

普通税率	19.60%
軽減税率	5.50%
超軽減税率	2.10%

従来どおり 3 つの税率が存在し、2010 年も、その税率に変化はありません。

また、2009 年 7 月 1 日より、レストランの付加価値税が 19.60%から 5.5%に引き下げられました。

2010 年 1 月 1 日より、空調装置に適用される付加価値税が 5.5%から 19.60%に引き上げられました。

2) 課税地の規定

2010 年 1 月 1 日より、サービス(役務)提供地の概念が下記のようにになりました。

- 役務受益者が TVA 付加価値税の申告義務のある場合、この受益者の所在地がサービス提供地
- 役務受益者が納税義務者でない場合は、役務提供者の所在地がサービス提供地

2010 年 1 月 1 日より、他の EU 加盟国の役務受益者に対して実行されたあらゆるサービス(役務)に関して、役務における概要報告書であるサービス(役務)業務欧州申告書 (Déclaration européenne de services, D.E.S.) を提出することが義務付けられます。

今後、他の EU 加盟国での TVA 付加価値税還付手続きは、インターネットサイトを通して一つの窓口に通括され、処理されることになりました。

3) さらに、固定資産における TVA 付加価値税改革が設置されました。これは、一般の付加価値税に固定資産にかかる付加価値税を組入れ、その取り扱いを簡略化することが狙いです。

VIII. 給与税

給与税 (Taxe sur les Salaires) は、原則として TVA の課税対象となっていない企業 (駐在員事務所や団体等) が従業員に支払った給与にのみ適用されます。

2010 年度はベースになる給与額が、以下のように前年度比 0.4% 引上げられます :

年次グロス給与額	税率
7 491 € 以下	4.25%
7 491 € - 14 960 €	8.50%
14 961 € 以上	13.60%

VII. 2009 年度個人税制関連

1. 所得税 (IR)

2009 年の課税所得額の区分は物価上昇 (タバコを除く) に伴って 0.4% 引き上げられました。

2009 年度所得税 (IR) の税率は 5.5% から 40% まで、5 段階の課税所得に分かれます。

課税所得	税率
5 875 € 以下	0
5 876 € - 11 720 €	5.50%
11 721 € - 26 030 €	14.00%
26 031 € - 67 783 €	30.00%
67 783 € 以上	40.00%

2. 富裕連帯税 (ISF)

富裕連帯税 (ISF = Impôt de Solidarité sur la Fortune) の課税対象

となる資産の新しい最低額は 790 000 €のままです。各区分の上限額は（インフレ率に相当する）0.4%ずつ引き上げられました。

3. 個人税制に関する各種措置

a. 2010 年以降に支払われた労災一時手当金には、金額の 50%が課税対象所得となります。

b. 早期退職手当金の 3050 ユーロを限度とするの免税措置は、2010 年以降支給された手当金に対しては適用廃止となります。

c. 2010 年以降、個人の有価証券キャピタルゲインに関しては、年間に実行された売却額にかかわらず資産収入に対して社会保障費（12.1%）が天引きされることになりました。（以前は、売却額が 2 万 5 千ユーロを下回る場合は非課税）

d. 持家購入のための借入金利息に適用されるタックスクレジットは、エネルギー節約型住居において段階的に再調整が入れられる予定です。

*

*

*

結論としまして、企業にとって主に留意すべき点は次の通りです。

- －事業税の廃止及び基本的に低額の社会貢献税の設置
- －大企業における移転価格文書化の必要性
- －試験研究タックスクレジットの即時還付の継続
- －サービス（役務）分野における T V A 付加価値税の課税地の規定改正